

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン 新旧対照表

(傍線部分は改訂部分)

| 改訂後  | 改訂前   |
|--|---|
| <p>1 基本的考え方<br/>(略)</p> <p>2 学校における感染症対策の考え方<br/><u>(1) 基本的な感染症対策</u></p> <p>学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。</p> <p>学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、<u>新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や地域における児童生徒等の感染状況等を踏まえ、感染状況の段階に応じて行うことが適切である。</u></p> | <p>1 基本的考え方<br/>(略)</p> <p>2 学校における感染症対策の考え方<br/>(1) (新設)</p> <p>学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。</p> <p>学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、<u>新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行うことが適切である。</u></p> <p><u>①特措法第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の対象となっている都道府県に相当する感染状況である地域</u></p> <p><u>②感染の拡大に注意を要する地域や、感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域</u></p> |

|  |  |
|--|--|
| <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について</u><br/> <u>新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は，新型コロナウイルス感染症の発症を予防するなどの効果が期待されており，希望する教職員や児童生徒等が接種を受けることができるよう，環境整備に努める。</u></p> <p>3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応</p> <p>(1) 衛生主幹部局との連携<br/> <u>児童生徒等の及び教職員の感染が判明した場合に，保健所等による積極的疫学調査等が実施される学校においては，衛生主管部局と連携し，感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。</u></p> <p>(2) 出席停止等の取扱い<br/> ①出席停止の措置を取るべき場合<br/> <u>児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には，学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。ま</u></p> | <p><u>③感染が一定程度収束し，感染拡大が見られない地域</u></p> <p>(2) (新設)</p> <p>3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応</p> <p>(1) 衛生主幹部局との連携<br/> <u>児童生徒等及び教職員の感染が判明した場合又は児童生徒等及び教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には，衛生主管部局と連携し，感染者の行動履歴把握や特定等のための調査に協力する。</u></p> <p>(2) 出席停止等の取扱い<br/> ①出席停止の措置を取るべき場合<br/> <u>児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には，学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。</u></p> |
|--|--|

た、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取る。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取ることができる。感染がまん延している地域においては、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ることができる。（教職員の取扱いについては6（1）を参照）

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置を講じること等にも配慮する。

②（略）

（3）（略）

#### 4 臨時休業の実施の考え方

##### （1）児童生徒等や教職員の感染が確認された場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、校長が、感染者及び濃厚接触者を出席停止とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取る。感染がまん延している地域（2の①や②の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取る。（教職員の取扱いについては6（1）を参照）

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置を講じること等にも配慮する。

②（略）

（3）（略）

#### 4 臨時休業の実施の考え方

##### （1）児童生徒等や教職員の感染が確認された場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。

臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。臨時休業を行う場合には、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行う。

## (2) 地域の感染状況を踏まえた対応

### ①学校教育活動の継続

地域の感染状況により、警戒度を上げなければならない場合であっても、地域一斉の臨時休業については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響、幼児児童の保護者の就労への影響等の観点からも、慎重に検討する必要がある。

学校の臨時休業を検討する場合にも、学校全体の臨時休業とする前に、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、例えば時差登校や分

学校においては、校長が感染者及び濃厚接触者を、出席停止とする（教職員の 경우에는出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要な範囲にとどめる。

## (2) 地域の感染状況を踏まえた対応

### ①学校教育活動の継続

地域の感染状況により、警戒度を上げなければならない場合であっても、地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべきである。

特に小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合にとるべき措置である。

中学生・高校生については、地域の感染状況に応じて、まずは例えばマスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、生徒の発達段階に合わせた柔軟な対応を検討すべきである。

地域の社会経済活動全体の停止や制限に併せて学校の臨時休業を検討する場合にも、例えば時差登校や分散登校、オンライン

散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法。以下同じ。）、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべきである。

このほか、教職員間で感染が拡大しており、授業を行う教員が出勤できない状況においては、児童生徒の学びの継続の観点から、主幹教諭や教頭が授業を行う等の工夫をとりつつ、特に、感染等により校内の教員で授業を行うことが困難な場合には、教育委員会と連携し、一時的に必要な教員を確保することも考えられる。

#### ②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等

緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第 7 項や第 36 条第 6 項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合があります。いずれの場合であっても、学校の設置者は、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、①も踏まえ、教育委員会にあっては首長と十分相談を行い、臨時休業の必要性について判断する。

#### （3）臨時休業を行う場合の留意点

学校内で感染が広がったことを受けて臨時休業を行う場合や、

学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべきである。

#### ②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等

緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第 7 項や第 36 条第 6 項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合があります。いずれの場合であっても、学校の設置者は、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒の学びの保障も考慮しつつ、①も踏まえ、首長と十分相談を行い、臨時休業の必要性について判断する。

#### （3）臨時休業を行う場合の留意点

学校内で感染が広がったことを受けて臨時休業を行う場合や、

地域の感染状況に併せて臨時休業を行う場合にも、以下の点に留意すべきである。

#### ①学校教育活動の継続

臨時休業を行う場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置等を講じる。

また、臨時休業が長期化する場合には、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域も含め、地域の感染状況に応じ、任意の登校日を設ける方法のほか、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、例えば時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要である。

分散登校については、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により工夫することが考えられる。

また、臨時休業等を行う場合であっても、特に配慮を要する児童生徒など一部の者については登校させる対応、進路の指導の配慮が必要な最終学年や教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年など特定の学年のみ登校させる方法、同一の学校設置者においても社会経済的事情その他の学校・地域の特

地域の社会経済活動全体の停止等に併せて臨時休業を行う場合にも、以下の点に留意すべきである。

#### ①学校教育活動の継続

臨時休業を行う場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置等を講じる。

また、地域の社会経済活動全体の停止等が長期化する場合などで、臨時休業が長期化する場合には、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域も含め、地域の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行うことにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要である。

この場合、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により工夫することが考えられる。

性を踏まえて個別の対応を行う方法等の工夫について検討する。

②～④（略）

⑤分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等

・学校の全部を休業とする場合

（略）

・学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。

○ 学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない。

○ 学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

（略）

5 学習指導等

（1）学習指導

①やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT 等の活用に

②～④（略）

⑤分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等

・学校の全部を休業とする場合

（略）

・学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。

・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない。

・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

（略）

5 学習指導等

（1）学習指導

・やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等

よる学習指導等

・ 基本的な考え方

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められる。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT 端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT 端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要である。

なお、ICT 端末を活用した学習指導を行うに当たっては、「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」（令和3年3月12日付け2文科初第1962号初等中等教育局長通知）を参照されたい。

・ 学習指導を実施する際の留意事項等

学習指導を行う際には、指導計画等を踏まえた教師による学習

・ (新設)

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できないことに対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。

・ (新設)

学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児



指導と学習状況の把握を行うことが重要である。具体的には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられる。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。

(略)

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討する。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組む。

児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。

(略)

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討する。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導については、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）において、学習指導に関する基本的な考え方や自宅等における学習の取扱い、

(参考) 子供の学び応援サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

また、ICT を活用した自宅等における学習に係る低所得世帯への通信費の支援については、就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）、特別支援教育就学奨励費（要保護世帯）及び高校生等奨学給付金において、通信費相当額を支援しており、これらの支援制度等を周知し、活用を促すことが必要である。

さらに、ICT を活用した遠隔授業における著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成 30 年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」によって、教育機関の設置者が指定管理団体に補償金を支払うことで、授業の過程において必要な限度で、原則として著作権者等の許諾を得ることなく様々な著作物の利用が可能となっている。（なお、補償金額について、詳しくは指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（サートラス）」の下記ウェブページに掲載の授業目的公衆送信補償金規程を参照されたい。）

(参考) サートラス 認可関係資料 <https://sartras.or.jp/ninkka/>

指導要録上の取扱い等について示しているので、参照されたい。

(参考) 子供の学び応援サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

・登校日の設定等による学校での指導の充実

|   |   |
|---|---|
| <p>・やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅等で行った学習の取扱い</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要である。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校で</p> | <p>感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させるため、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室や社会教育施設等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導を充実させることが考えられる。</p> <p>その際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮する。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年の児童にも配慮する。なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第3学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討する。</p> <p>・(新設)</p> |
|---|---|

きない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる。

<要件>

- 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じる必要がある。

・指導要録上の取扱い

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校

・（新設）

できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月19日付け2文科初第1733号文部科学省初等中等教育局長通知)に従い、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する。

- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

その際、「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」(令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知)等に従い，オンラインを活用した特例の授業の参加日数を指導要録の「出欠の記録」の「備考」に転記する。

## ②登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の間の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。

(略)

その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規

## ・登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の間の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。

(略)

その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則

則に反するものとはされないとされている。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業等を行い、学習指導要領に定める標準（35 単位時間の授業を 1 単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を当該年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが考えられる。

なお、幼稚園については、臨時休業中の幼児の家庭での生活の状況等も踏まえながら、幼児が発達に必要な体験を得られるよう

に反するものとはされないとされている。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業等を行い、学習指導要領に定める標準（35 単位時間の授業を 1 単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することや、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として令和 2 年度の教育課程だけでなく、令和 3 年度又は令和 4 年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することが考えられる。また、教科書発行者の協力も得て、特例的な対応をとる際に参考となる年間指導計画参考資料を各教科書発行者のホームページに掲載しているため、必要に応じ参考にされたい。

なお、幼稚園については、臨時休業中の幼児の家庭での生活の状況等も踏まえながら、幼児が発達に必要な体験を得られるよう

活動を工夫する必要がある。その際には、「子供の学び応援サイト」に掲載した「幼稚園等再開後の取組事例集」を必要に応じて参考とされたい。

(参考) 子供の学び応援サイト「幼児教育について」ページ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00456.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html)

活動を工夫する必要がある。その際には、「子供の学び応援サイト」に掲載した「幼稚園等再開後の取組事例集」を必要に応じて参考とされたい。

(参考) 子供の学び応援サイト「学校の先生へ」ページ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00512.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00512.html)  
子供の学び応援サイト「幼児教育について」ページ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00456.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html)

・ ICT の活用

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導や学習状況の把握を行う際には、ICT を最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、緊急時においては、学校の設置者や各学校の平常時における一律の各種 ICT 活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながら、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用する。そのために、各学校及び学校の設置者において、家庭の通信環境について把握しておくことが必要である。一方、家庭の端末等を活用することはあくまで緊急的な対応であり、各設置者において一刻も早く児童生徒の ICT 環境を整えることが必要である。このため、各設置者においては、「GIGA スクール構想」

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>③各学年の修了及び卒業の認定等</p> | <p><u>の実現に向けて、端末等の早期調達・納品に向けた更なる取組を進めるとともに、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながら、自宅等においても学習を継続できるようオンライン学習が行える環境を積極的に整えること。</u></p> <p><u>また、ICT を活用した自宅等における学習に係る低所得世帯への通信費の支援については、就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）、特別支援教育就学奨励費（要保護世帯）及び高校生等奨学給付金において、通信費相当額を支援しており、これらの支援制度等を周知し、活用を促す。</u></p> <p><u>さらに、ICT を活用した遠隔授業における著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成 30 年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」によって、教育機関の設置者が指定管理団体に補償金を支払うことで、授業の過程において必要な限度で、原則として著作権者等の許諾を得ることなく様々な著作物の利用が可能となっている。補償金額について、詳しくは指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（サートラス）」の下記ウェブページに掲載の授業目的公衆送信補償金規程を参照されたい。</u></p> <p>(参考) サートラス 認可関係資料 <a href="https://sartras.or.jp/nika/">https://sartras.or.jp/nika/</a></p> <p>・各学年の修了及び卒業の認定等</p> |
|------------------------|--|



臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮する。

(2)～(4) (略)

#### (5) 指導体制の確保

学級を2つのグループに分けて指導を行う場合や土曜日に授業を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、自宅等における学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。このため、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振りを行うとともに、学習指導員や教員業務支援員の活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図る。

### 6 その他

#### (1) 教職員の勤務

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱や咳等の症状により勤務し

臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮する。

(2)～(4) (略)

#### (5) 指導体制の確保

学級を2つのグループに分けて指導を行う場合や土曜日に授業を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、自宅等における学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。このため、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振りを行うとともに、地域の感染状況に応じた加配教員や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図る。

### 6 その他

#### (1) 教職員の勤務

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務し

ないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取  
得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤  
することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務  
や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにするこ  
となど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務につ  
いて引き続き適切な取扱いを行う。また、教職員が学校へ出勤し  
ない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣  
旨を踏まえる。

また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったり  
する場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公  
共団体の条例等にのっとり、適切に振替を行う。

なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、教職員  
において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職  
員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する  
勤務形態の工夫を可能な範囲で行いつつも、児童生徒等の学習  
指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要  
な業務を確実に継続することが求められる。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える  
教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教  
職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

#### (2) 授業料等や修学支援等の取扱い

臨時休業期間中の学校における授業料等納付金の取扱いにつ  
いては、学校の設置者の権限と責任において適切に定め、運用す

ないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取  
得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤  
することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務  
や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにするこ  
となど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務につ  
いて引き続き適切な取扱いを行う。また、教職員が学校へ出勤し  
ない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣  
旨を踏まえる。

また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったり  
する場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公  
共団体の条例等にのっとり、適切に振替を行う。

なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、教職員  
において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職  
員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する  
勤務形態の工夫を可能な範囲で行いつつも、児童生徒等の学習  
指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要  
な業務を確実に継続することが求められる。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える  
教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教  
職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

#### (2) 授業料等や修学支援等の取扱い

臨時休業期間中の学校における授業料等納付金の取扱いにつ  
いては、学校の設置者の権限と責任において適切に定め、運用す

べきものであるが、学校の教育活動に必要となる費用を総合して定められているものであり、また、一時的に通学できない期間が生じたとしても、学びの保障のために学校による教育に関する様々な役務の提供に取り組まれていることを踏まえれば、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えられる。

(略)

年度途中において所得が減少する世帯については申請のあった者から随時審査を行うなど、可能な限り早期に支給や減免等を行っていただきたい。

なお、スクールバス代、空調費、寮費など対価性の強い納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、登校再開後の徴収金額の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、登校再開後の適切な時期に不用額を返還することなどが考えられる。

(3) (略)

(4) 感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族、新型コロナワクチンの接種を受けていない人あるいは受けた人等であることによって偏見や差別につながるような行為が行われるこ

べきものであるが、学校の教育活動に必要となる費用を総合して定められているものであり、また、一時的に通学できない期間が生じたとしても、学びの保障のために学校による教育に関する様々な役務の提供に取り組まれていることを踏まえれば、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えられる。

(略)

年度途中において所得が減少する世帯の増加が見込まれることから、これらの制度については申請のあった者から随時審査を行うなど、可能な限り早期に支給や減免等を行っていただきたい。

なお、スクールバス代、空調費、寮費など対価性の強い納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、登校再開後の徴収金額の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、登校再開後の適切な時期に不用額を返還することなどが考えられる。

(3) 略

(4) 感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為が行われることは、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切

とは、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

(5) ~ (7) (略)

な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

(5) ~ (7) (略)